更 新 用

特定非営利活動法人

日本臨床歯周病学会認定医制度

認定医生涯研修記録簿

|  |  |
| --- | --- |
| 認定医氏名 |  |
| 登録番号 |  |
| 登録年月日 |  |
| 登録期限 |  |

**資格認定のための研修の指針**

特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会認定医制度では、生涯にわたって研修を継続することが義務づけられています。認定医の資格は５年毎に更新するよう定められております。更新には、日本臨床歯周病学会認定医制度施行細則第７条附表２に示された生涯研修単位Ⅰの加算により、認定期間の５年毎に６０単位以上を取得することが必要です。（研修単位につきましては附表２をご覧ください。）

この研修記録簿は、資格更新申請時の資料となります。研修の都度、各自でご記入のうえ大切に保存しておいてください。

認定医更新の申請は、認定失効期日の１年前から行うことができます。

**（参　考　資　料）**

**認定医の更新**

更新の手続

　　認定医資格の有効期間は５年間である。したがって、引き続き認定を希望する者は、５年毎に認定医の更新をしなければならない

Ａ）更新手数料２万円を郵便振替で「日本臨床歯周病学会認定医係」（口座番号 00110-7-581283）の口座へ送金する。

Ｂ）次の書類を認定医審議委員会へ提出する。（施行細則第８条）

①上記Ａの受領証のコピー

②認定医更新申請書

③認定医生涯研修記録簿

（送付先住所）

　　　〒170-0003　東京都豊島区駒込1-43-9　駒込ＴＳビル3Ｆ

　　　　　　　　　日本臨床歯周病学会認定医係

認定資格の喪失（認定医規則第10条）

　次に記す何れかの項に該当するとき、資格を喪失する。

（１） 本人が資格の辞退を申し出たとき

（２） 資格が更新されなかったとき

（３） その他、理事会で認定医として不適当と認めたとき

**生涯研修単位基準（更新時）**

＊　認定医は５年でⅠに規定する研修会出席単位６０単位以上を取得すること。

＊　年次大会、支部教育研修会への参加が５年間で５回以上（年次大会３回含む）を必要とする。（出席したことを証明する参加証のコピーもしくは、ＨＰの受講研修履歴のプリントアウトの添付が必要）

Ⅰ.　研修会出席

（１回出席あたりの単位、出席したことを証明する参加証等のコピーが必要）

１．日本臨床歯周病学会年次大会、支部教育研修会等　　　　（１０）

２．日本歯周病学会学術大会、臨床研修会等　　　　　　　　（１０）

３．日本歯科保存学会　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　５）

４．日本歯科医学会総会　　　　　　　　　　　　　　　　　（　５）

５．海外で開催される歯周病関連の学会　　　　　　　　　　（　７）

６．その他の研修会（認定審議委員会が認めた研修会とする。

　　　ただし１年間７単位を上限とする）　　　　　　　　　　（　７）

１．研修会（学術集会・研究会・講演会等）出席記録

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 研修会名 | 期　日 | 単　位 | ※出席証明等添付ｺﾋﾟｰ№ |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 研 修 会  合計単位 | |  |

※研修会等に出席した場合は、参加証等のコピーを添付して下さい。なお、コピーには

番号を付けてください。参加時にカード登録をされた方は、学会ホームページの会員

専用ページの「受講研修履歴」をプリントアウトし、添付してください。

参加証等、コピー添付欄

　　（大きな物は縮小コピーにして下さい。）